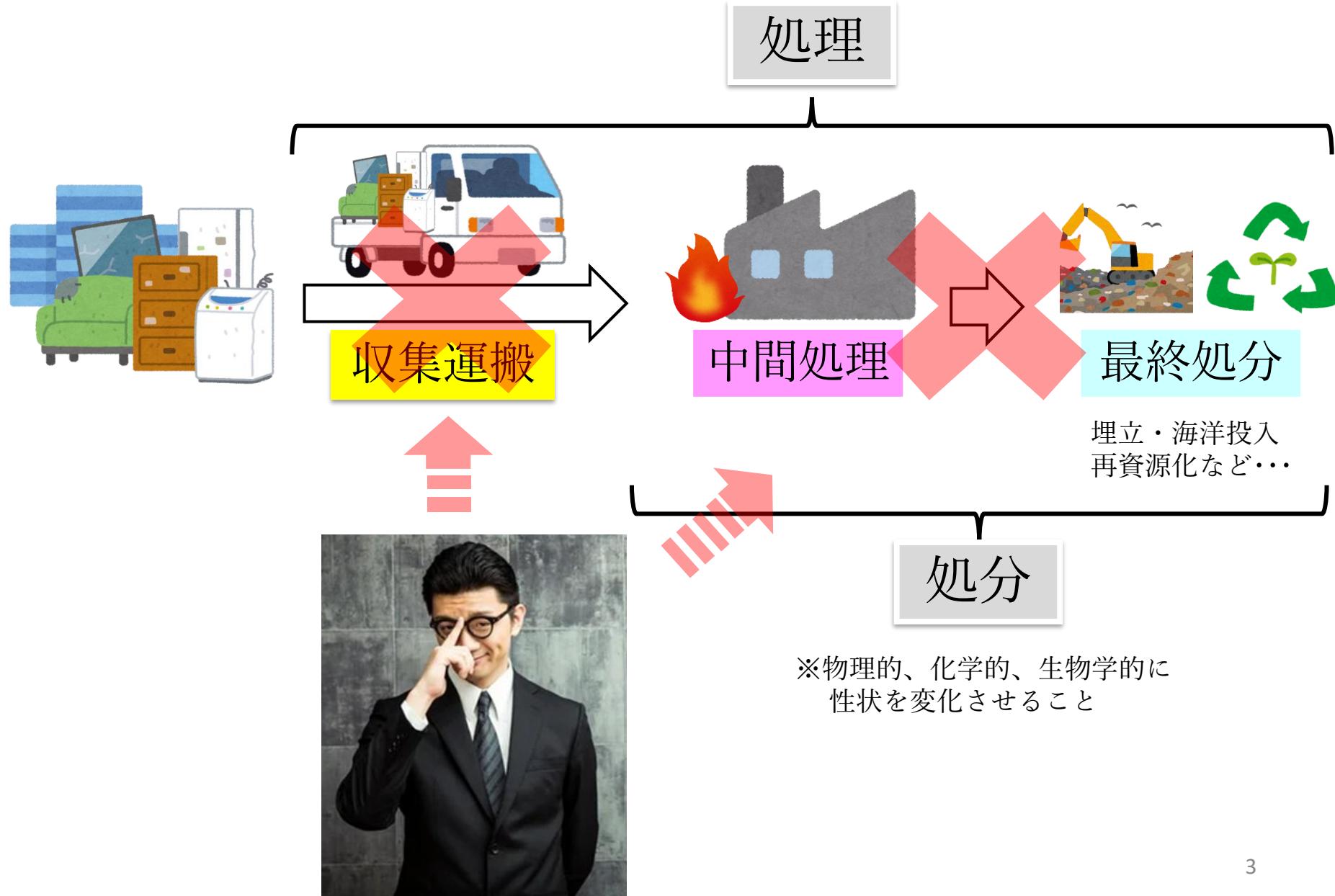


# 廃棄物の適正な 廃棄方法等について

令和 8 年 1 月  
宮城県廃棄物対策課

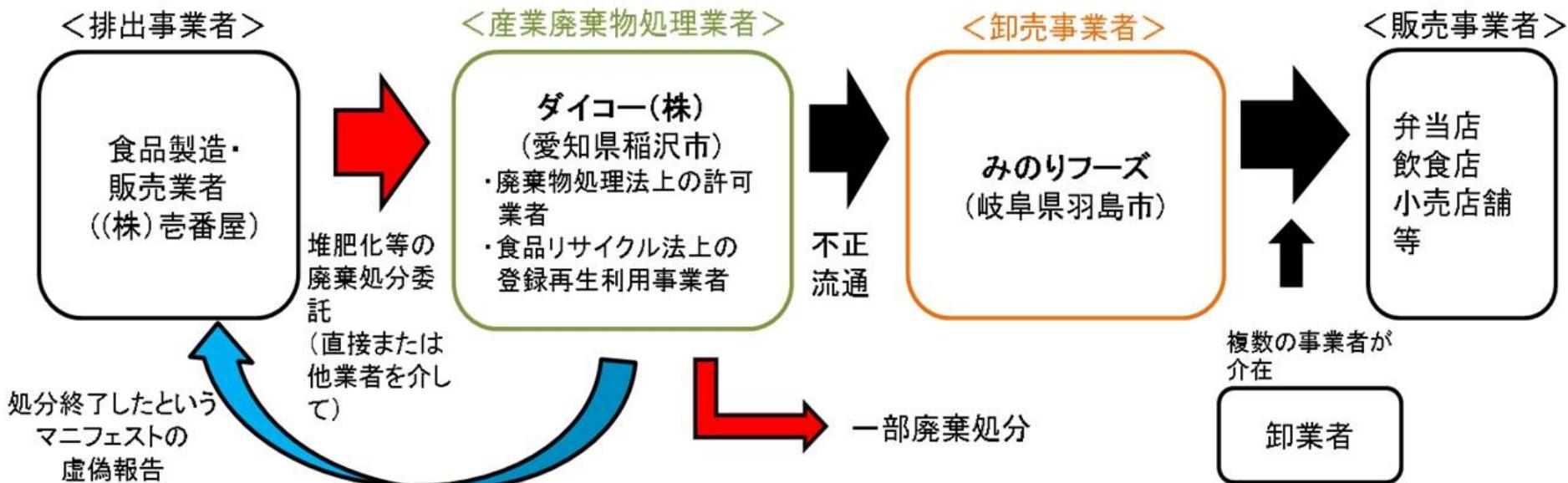
なぜ 廃棄物の取り締まりが必要なのでしょうか・・・

# 廃棄物の「一生」



## 食品横流し事件（2016年）

なぜ捨てたはずの商品が！？



# 不適正処理

処理業者さんは「ちゃんと処理した」って  
言っていたのに！



# 法律の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(昭和45年法律第137号)

廃棄物の排出抑制

廃棄物の適正な処理

生活環境を清潔にする



生活環境の保全・公衆衛生の向上

1.産業廃棄物

2.排出事業者の責任

3.処理の委託と確認

# 産業廃棄物 ~ 廃棄物の定義 ~

廃棄物の定義（法第2条第1項）

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の

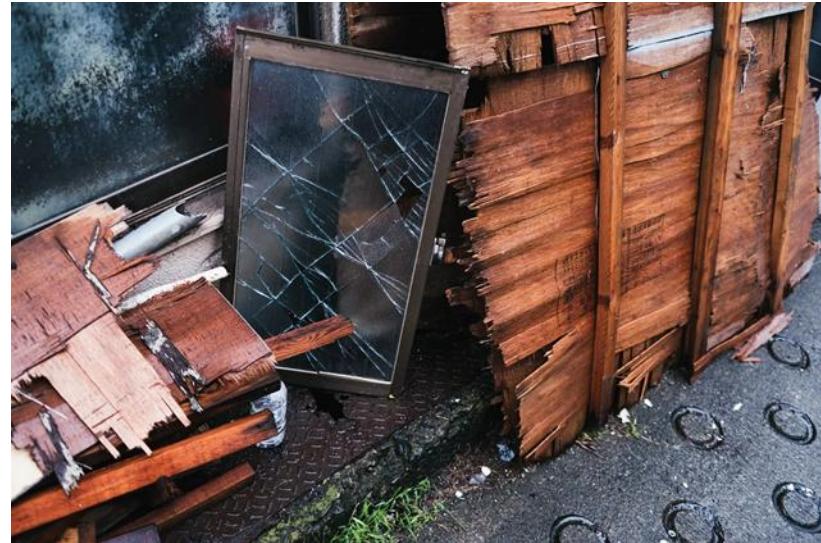
**汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの**

(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)

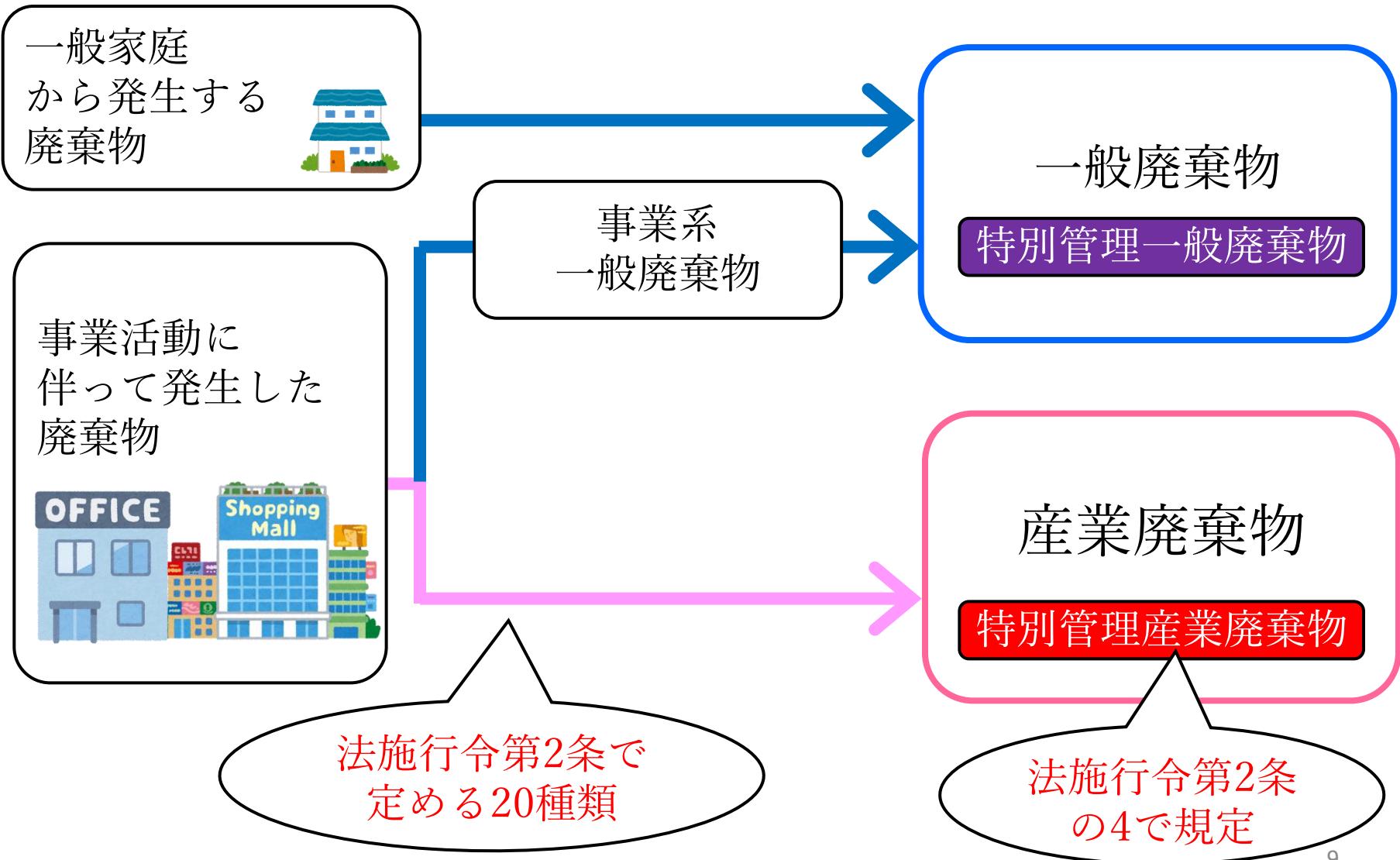
※「汚染された物」からは、

放射性物質汚染対処特措法第1条に規定する  
事故由来放射性物質によって汚染された物は  
除かれている

(放射性物質汚染対処特別措置法第22条)。



# 産業廃棄物～一廃と産廃の区分～



# 産業廃棄物～種類（すべての業種）～

No.	名称	具体例
1	燃え殻	石炭がら、焼却灰、廃活性炭 等
2	汚泥	排水処理汚泥、建設系汚泥、製造工程から出る泥状物等
3	廃油	廃潤滑油、アルコール等の廃溶剤、固体石鹼 等
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液、廃鉛バッテリー液 等
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液 等
6	廃プラスチック	合成樹脂くず、合成纖維くず、廃タイヤ 等
7	ゴムくず	天然ゴムくず
8	金属くず	空き缶、鉄くず、半田くず 等
9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	空き瓶、陶磁器くず、石膏ボード 等
10	鉱さい	鋳物廃砂、不良鉱石 等
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、その他これに類する不要物
12	ばいじん	焼却施設等の集じん施設で集められたすす
13	他の産業廃棄物に該当しない廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもの

# 産業廃棄物～種類（業種が限定されるもの）～

No.	名称	具体例	対象業種
14	紙くず	紙、板紙のくず 等 新築、改築等に伴う紙くず	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷出版業 等 建設業
15	木くず	木材片、おがくず 等 新築、改築等に伴う木くず	木材・木製品製造業等 建設業
16	纖維くず	木綿等の天然纖維くず 新築、改築等に伴う纖維くず	纖維工業 建設業
17	動植物性残渣	あめかす、醸造かす、魚及び獸のあら 等	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
18	動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物	と畜場、食鳥処理場
19	動物のふん尿	牛、馬、豚等のふん尿	畜産農業
20	動物の死体	牛、馬、豚等の死体	畜産農業

# 産業廃棄物～特別管理産業廃棄物～

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの

例えば・・・

- (1) 燃えやすい廃油〔揮発油類、灯油類、軽油類〕
- (2) 強酸・強アルカリ〔pHが2.0以下及びpH12.5以上〕
- (3) 感染性産業廃棄物  
　　感染性病原性を含むもの〔排出施設の指定等あり、例；血液が付着したもの〕
- (4) 特定有害産業廃棄物  
　　有害物を含むもの〔排出施設の指定、濃度規定あり〕  
　　※廃水銀等、廃石綿等、P C B等があります。
- (5) ダイオキシン類を含むもの〔排出施設、濃度規定あり〕

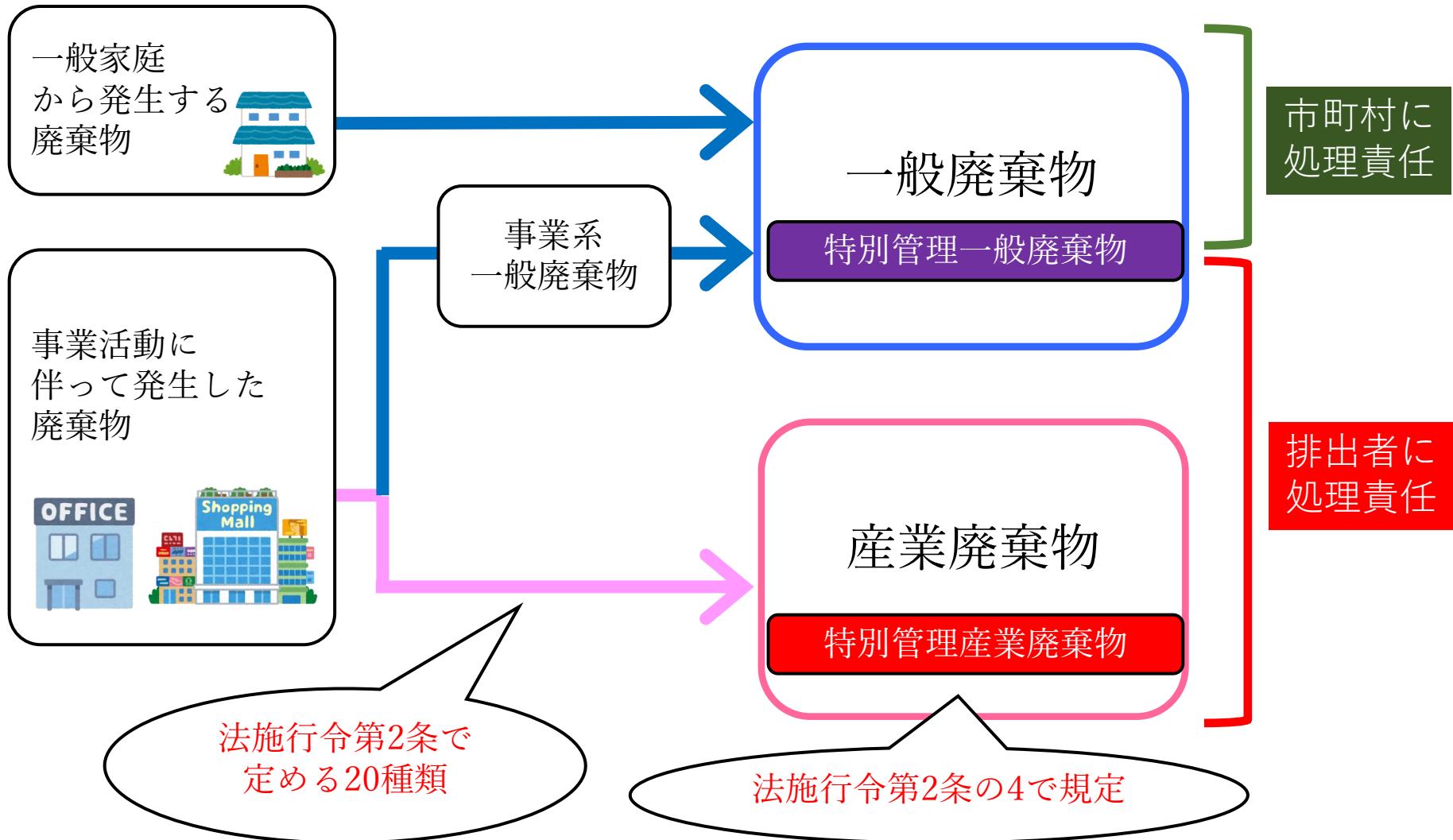


1.産業廃棄物

2.排出事業者の責任

3.処理の委託と確認

# 排出事業者の責任～責任の所在～



# 廃掃法上の排出事業者の責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（法第3条第1項）

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。（法第11条第1項）



# 廃掃法上の排出事業者の責任～注意義務～

- ①一般的な処理料金の半値程度又はそれを下回るような処理料金で処理を委託している
- ②過剰保管等を理由として改善命令等の行政処分を受け、又は住民から訴訟を提起されている処理業者に処理を委託している
- ③委託先の選定に当たって、合理的な理由なく、適正な処理料金か否かを把握するための措置（複数社見積もりなど）、不適正処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないかを把握するための措置を講じていない

## ○処理施設の実地確認

- ・処理実績の確認
- ・中間処理業者と最終処分業者の委託契約書の確認
- ・改善命令等を受けている場合にはその履行状況の確認

【出展】排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 作成）

# 排出事業者の責任～不適正処理が起きたら～

廃棄物の処理を委託しても、その責任は免除されません

注意義務を怠った場合

**排出事業者が 命令や処罰の対象になるかも  
(法第19条の6)**



# 排出事業者の責任～罰則～

主な違反内容	罰則
委託禁止違反 施設無許可設置 廃棄物の投棄禁止違反（未遂含む） 廃棄物の焼却禁止違反（未遂含む） 等	第25条 5年以下の懲役 1000万円以下の罰金 又はこの併科
委託基準違反・再委託禁止違反 等	第26条 3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科
管理票交付義務違反・記載義務違反 虚偽記載 管理票保存義務違反、虚偽管理票交付 等	第27条の2 1年以下の懲役 100万円以下の罰金
帳簿備付け・記載・保存義務違反 報告拒否、虚偽報告 立入検査拒否・妨害・忌避 技術管理者設置義務違反	第30条 30万円以下の罰金

業務において、従業者等が法違反行為をしたときは、その従業員だけでなく、雇い主である法人又は人にも罰金刑（3億円以下の罰金など）が科されることがあります（第32条、両罰規定）。

# 毒物・劇物はどうやって廃棄するのか

毒物及び劇物取締法：毒物・劇物ではない物にしてから廃棄する



- 多くの毒物・劇物は、個別品目毎に具体的な廃棄方法が厚生労働省の通知で示されているので参考する
- 安全データシート（SDS）を参照し、中和、加水分解、酸化、還元、希釈する
- 「下水道法」「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」等の他法令に注意する

## ■毒物及び劇物取締法第15条の2

毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

## ■毒物及び劇物取締法施行令第40条

法第15条の2の規定により、毒物若しくは劇物又は法第11条第2項に規定する政令で定める物の廃棄の方法に関する技術上の基準を次のように定める。

- 1 中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。
- 2 ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。
- 3 可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。
- 4 前各号により難い場合には、地下1メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

# 毒物・劇物はどうやって廃棄するのか

自己処理できない場合は

産業廃棄物処理業者に 廃棄を委託する

- ・宮城県HPで許可業者を掲載しています
- ・必要に応じて、**宮城県毒劇物協会**に相談して下さい

1.産業廃棄物

2.排出事業者の責任

3.処理の委託と確認

# 処理の委託と確認～どんなゴミ？～

□誰が排出事業者？

□廃棄物の種類は？

廃棄物の区分を考えましょう！

□自社で処理（収集運搬又は処分）できる？

□処理業者に委託する？

廃棄物処理法のルールを確認しましょう！

- ・処理について契約しましょう
- ・取扱い注意点を記載しましょう (WDS)
- ・成分不明の場合は検査しましょう
- ・ちゃんと処分されたか確認しましょう

# 処理の委託と確認～WDSとは？～

廃棄物処理業者が安全に適正処理するために

排出事業者は

委託契約書に産業廃棄物の情報を記載しなければなりません

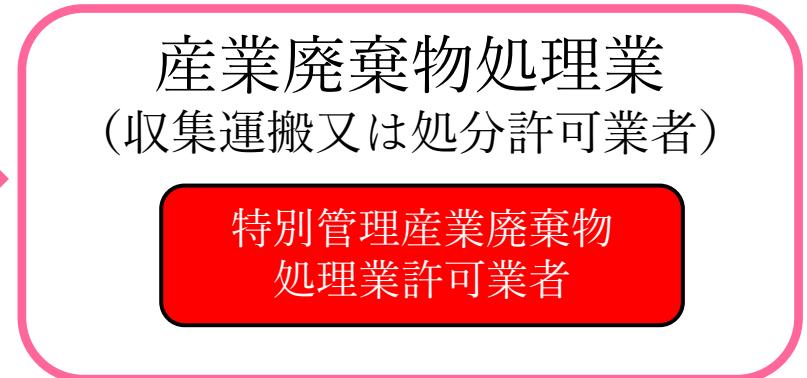
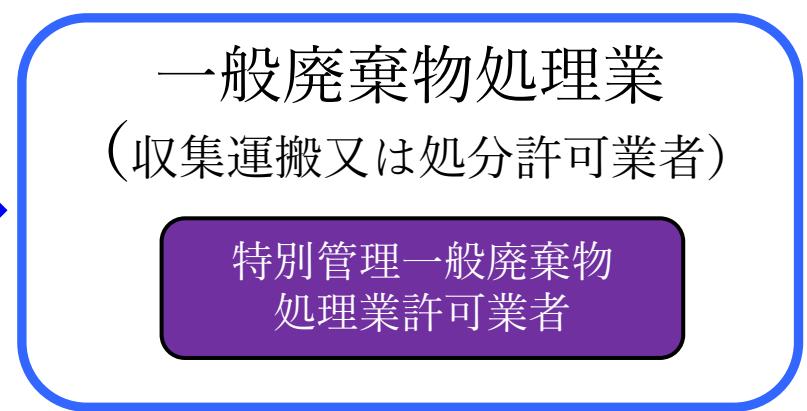
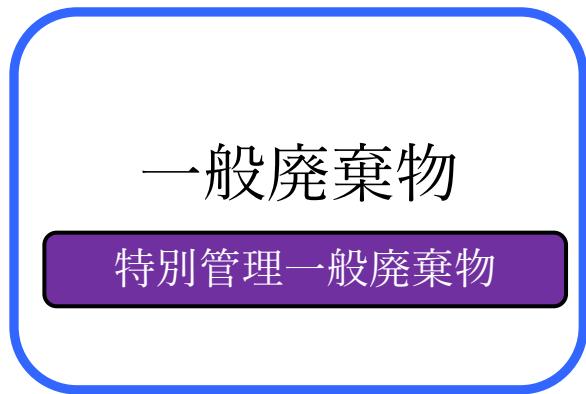
WDS：廃棄物データシート の添付で対応可能

- ・産業廃棄物の性状や荷姿
- ・運搬や保管の際の取扱い注意点
- ・他の廃棄物と混合することで生じる支障
- ・化学物質含有マークの表示に関すること

etc

# 適切な処理の委託と確認～処理業者と契約②～

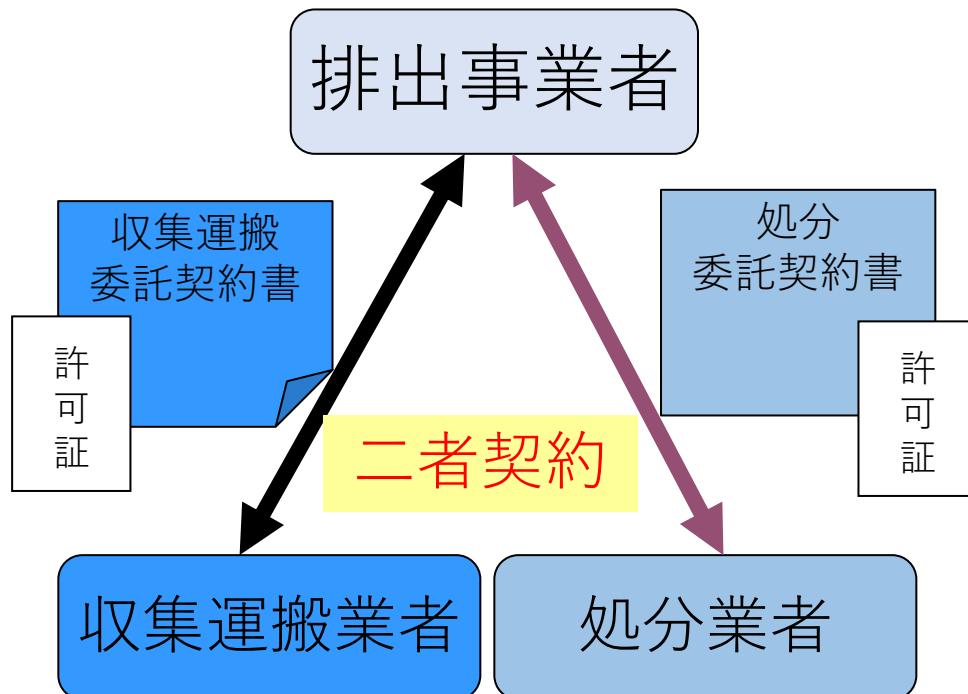
誰に廃棄物の処理を委託できるか？



# 適切な処理の委託と確認～処理業者と契約③～

## 書面での委託契約

- 法定の記載事項を記載し、かつ法定の書面を添付して、処理業者それぞれと締結
- 契約書及び添付書類は、契約終了後5年間保存が必要



収集運搬業者と処分業者  
が異なる場合

収集運搬業者と処分業者が同一の  
場合は1つの契約書でもよい

# 適切な処理の委託と確認～マニフェスト①～

## マニフェストの目的

1. 産業廃棄物が適切に処理されたかどうかチェックすること
2. 産業廃棄物の実際の処理の流れを記録に残すこと

## 記録する項目

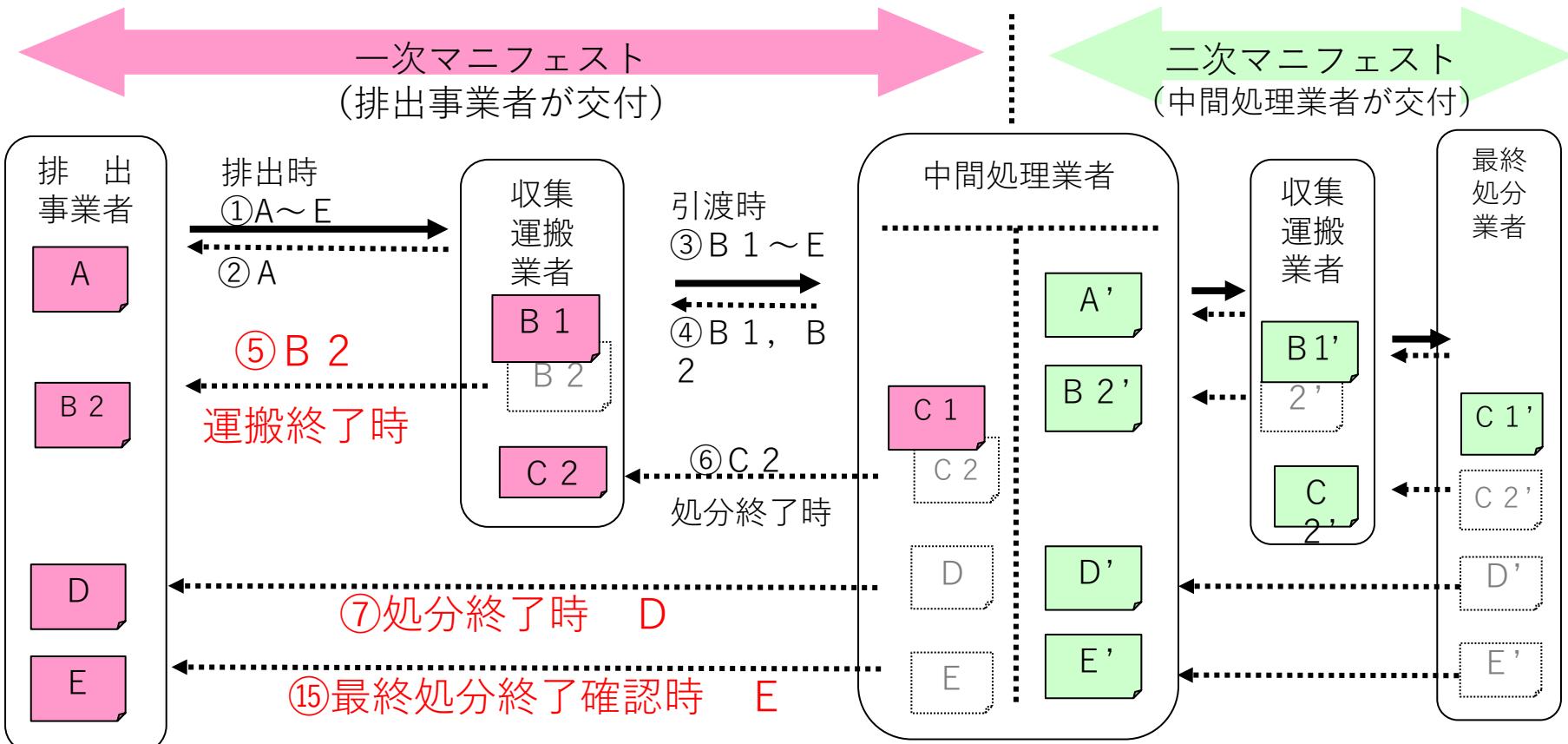
- ① **誰が** (委託者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者など)
- ② **何を** (産業廃棄物の種類、数量、荷姿など)
- ③ **どのように** (産業廃棄物の処分方法、産業廃棄物の最終処分の場所など)
- ④ **いつ** (マニフェストの発行日、運搬終了日、処分終了日、最終処分終了日)

**処理したのか**

# 適切な処理の委託と確認～マニフェスト②～

## マニフェストの流れ

※区間輸送なしの場合



B2、D、E票が返ってきたらA票と照合確認し、A票は交付した日、B2、D、E票は返送された日から5年間保存すること

# 改正廃棄物処理法施行規則（概要）



対象事業者	化管法第2条第5項で規定する第一種指定化学物質等取扱事業者
契約書において 伝達すべき情報	<b>廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合</b> ※化管法で把握対象とされる第一種指定化学物質が廃棄物に含まれる、又は付着している場合に情報伝達義務がかかる。

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）と連携することとした。
- 同法において、人や生態系への有害性があり、環境中に継続して広く存在する（曝露可能性がある）と認められる物質として指定されている第一種指定化学物質に関する情報を伝達することで、廃棄物処理工程での化学物質の混入による生活環境保全上の支障の発生の未然防止が期待できること、さらに第一種指定化学物質等取扱事業者において、第一種指定化学物質の移動量等の把握はPRTR制度において義務付けられているため平時より情報が管理されていることから、これらの情報を伝達を義務付けることとした。

※) 第一種指定化学物質等取扱事業者の該否、第一種指定化学物質の含有等の有無に関わらず、排出事業者は従前どおり、委託契約書において適正処理のために必要な情報伝達を行う必要があることに留意されたい。

## WDSガイドライン（第2版(H25.6)から第3版）の主な改訂箇所

- 施行規則改正の内容を追加（第一種指定化学物質等取扱事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、委託契約に含まれるべき事項に、第一種指定化学物質の名称等を追加）。
- 伝達情報の過不足による事故の防止を徹底するため、排出事業者と処理業者の双方によるコミュニケーションが重要であることを強調。

## WDS様式の主な改訂箇所

- ④廃棄物の発生工程  
→旧版では「その他の情報」の一部としていたが、独立した記入欄を設けた。
- ⑦廃棄物の組成・成分情報  
→情報伝達が義務付けられている危険・有害物質の記入欄を新たに設けた。  
(本改正での情報伝達が義務付けられた第一種指定化学物質の情報はここに記入)

# WDS新様式

<表面>

管理番号

## 廃棄物データシート(WDS)

\*1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

\*2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

\*3 一品目に対して、一枚作成ください。

1 作成年月日

記入者

2 排出事業者の名称等

記入者

3 所在地

記入者

4 廃棄物の名称

5 廃棄物の発生工程

6 工程固有条件

7 廃棄物の種類

□ 産業廃棄物

□ その他の

※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合

□ 石綿含有産業廃棄物 □ 水銀使用製品産業廃棄物 □ 水銀含有ばいじん等

□ 引火性廃油 □ 強アルカリ(有害) □ 指定下水汚泥 □ 廉酸(有害)

□ 引火性廃油(有害) □ 感染性廃棄物 □ 試験(有害) □ 酸アルカリ(有害)

□ 強酸 □ PCB等 □ 燃えがら(有害) □ ばいじん(有害)

□ 強酸(有害) □ 废水銀等 □ 廉油(有害) □ 13号廃棄物(有害)

□ 強アルカリ □ 废石綿等 □ 汚泥(有害)

8 特定有毒廃棄物

○:含有

×:非含有

△:含有の可能性あり

9 廃棄物の組成・成分情報

□ 情報伝達が義務付けられている  
危険・有害物質

□ その他主要成分

10 その他の有害物質

○:含有

×:非含有

記入者

11 水道水源における消毒副生成物前駆物質

□ 有 □ 無

生成物質:ホルムアルdehyド(塩素処理により生成)

□ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) □ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH)  
□ NN-ジメチルアニリン(DMAN) □ トリメチルアミン(TMA) □ テトラメチルエレンジアミン(TMAA)  
□ NN-ジメチルエチルアミン(DMEA) □ ジメチルアミノエタノール(DMAE)

生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成)  
□ アセトニジカルボン酸 □ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール)  
□ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン □ アセチルアセトン □ 2-アミノアセトフェノン

生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素  
水素物質化水素化水素)

## 発生工程を記入する欄を追加

12 その他の

形狀 □ 固形 □ 泡状 □ 液状 → 黏性 □ 無 □ 有 → □ 易 □ 中 □ 強 (臭気種類:

臭氣 □ 無 □ 有 → □ 弱 □ 中 □ 強 (臭気種類:

色( ) 比重( ) pH( )

沸点( ) 融点( ) 発熱量( ) 水分( %)

13 品質安定性

経時変化( □ 有 □ 無 ) 有る場合は具体的に記入( )

14 荷姿

□ 容器( ) □ 車両( ) □ その他( )

15 排出頻度

頻度: ( □ スポット □ 繙続予定 )

数量:

数量: ( ) □ kg □ t □ 台 □ m<sup>2</sup> □ 本口 缶 □ 袋 □ 個 □ 年 □ 月 □

16 特別注意事項

※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載

保護具

□ ガスマスク着用 □ 一般マスク種類( ) □ 吸収缶種類( )

□ 保護手袋 □ 保護メガネ □ その他( )

応急処置

□ 吸入時 → □ 新鮮な空気の場所に移動し安静にする □ その他( )

□ 皮膚付着時 → □ 多量の水で洗い流す □ その他( )

□ 目に入った場合 → □ 多量の水で洗い流す □ その他( )

□ 飲み込んだ場合 → □ 多量の水を飲ませ吐かせる □ その他( )

漏洩時措置

除去方法: □ 吸着マット・まくらぎ・スコップで回収する □ その他( )

漏去作業時の注意: □ 廃棄物に触れないようにする □ その他( )

→消火方法( )

## 化管法の第一種指定化学物質(物質名及び量・濃度)はここに記入

17 その他の情報

SDS ( □ 有 □ 無 )

分析表 ( □ 有 □ 無 )

サンプル ( □ 有 □ 無 ) 者の場合 → □ 均一 □ 不均一 □ 模擬サンプル

写真 ( □ 有 □ 無 )

その他 ( □ 有 □ 無 ) 具体的には → ( )

<変更履歴/内容確認欄>

No. 日付 区分 排出事業者担当者 対応者担当者 変更内容/備考

## 廃棄物データシート(WDS)

管理番号 11111-111-11111

\*1 本データシートは農薬物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。  
\*2 記入については、「農薬物データシートの記載方法」を参照ください。  
\*3 一品目に対して、一枚作成ください。

よくある質問

# よくある質問①～排出事業者は誰？～



うちの会社で発注したものが届いたん  
だけど、梱包材って、誰が処分するの?  
メーカーが捨ててくれないの?

# よくある質問①～排出事業者は誰？～

基本的に、梱包材の排出事業者は商品の購入者（梱包材が不要になったときの所有者）になります！  
メーカーに引き取ってもらいたい場合は、契約で梱包材の処理についても記載しておくようにしてください。



## よくある質問②～事務所の清掃委託で生じたゴミ～

事務所の清掃を委託しています。  
清掃業者さんが集めたゴミは、清掃業者さんが持って行ってくれますよね？

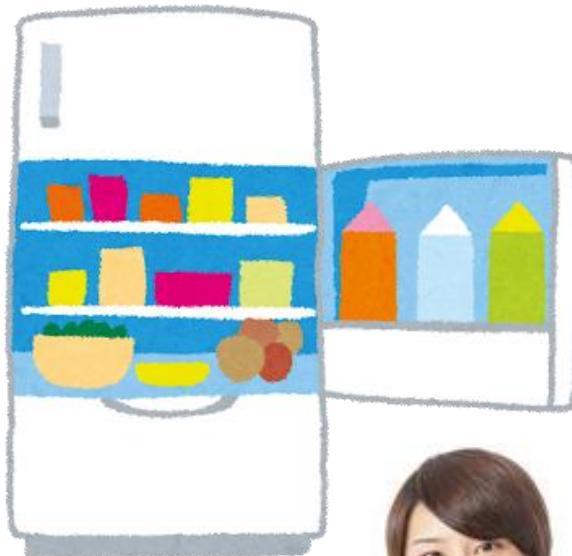


## よくある質問②～事務所の清掃委託で生じたゴミ～

事務所で生じたゴミは、御社の事業活動によって生じたものです。  
従って、御社が責任を持って処理する必要があります。  
分別等のルールを守り、適切に処理しましょう。



# よくある質問③～どうやって捨てる？～



会社の引っ越しで、冷蔵庫を捨てることになったんだけど、これって産業廃棄物ですか？？  
どうやって捨てたらいいか教えてください？

# よくある質問③～どうやって捨てる？～

家庭用の冷蔵庫は 家電リサイクル法の対象品目（洗濯機・衣類乾燥機・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）に含まれるため、所定のリサイクルルートに乗せる必要があります。

冷蔵庫を購入したお店に問い合わせを！



## よくある質問④～特別管理産業廃棄物の時～

廃棄する試薬は強酸だから、特別管理産業廃棄物だね。  
何か気を付けなければいけないことはあるかな。



# よくある質問④～特別管理産業廃棄物の時～



特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合

○**都度**、予め処理業者に「種類と数量」を文書で通達する必要があります！

○帳簿の記載が必要です！  
記載事項はこちらです。

## 【収集運搬を委託した場合】

- ・運搬を委託した年月日
- ・委託先の収集運搬業者の名称や許可番号
- ・運搬を委託した量

## 【処分を委託した場合】

- ・処分を委託した年月日
- ・委託先の処分業者の名称や許可番号
- ・委託した処理の内容
- ・委託した量

○特別管理産業廃棄物を排出する事業場には、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があることも確認してください。

## よくある質問⑤～廃棄する毒物・劇物の管理～

そこにある毒物・劇物は廃棄が決定しています。邪魔だから、保管庫から出して他のゴミと一緒にしておいて！



# よくある質問⑤～廃棄する毒物・劇物の管理～

廃棄することが決まっていても  
毒物・劇物であることに変わりは  
ありません。

毒物及び劇物取締法に基づき、  
適切に管理しましょう！

## 毒物・劇物の管理方法

- 保管庫の施錠管理
- 他のものと区別された専用の場所で管理する
- 表示する： 医薬用外毒物      医薬用外劇物
- 飛散流出を防止する：保管庫の固定



ご清聴ありがとうございました